

令和5年 第6回九重町農業委員会 議事録

<日 時>：令和5年6月5日（月）13：30～

<場 所>：九重町役場 2階 庁議室

<出席委員>

農業委員

1 番：穴井 勲 3 番：小田稲次郎 4 番：佐々木清和 5 番：佐々木洋子
6 番：矢幡 陽子 7 番：佐藤 栄一 8 番：田吹 博史 9 番：仲摩 茂敏
10 番：飯田祥治朗 11 番：手島 政弘

推進委員

12 番：多田 貫緑 13 番：森 眞一 14 番：野田 政春 18 番：熊谷 厚己
19 番：田中卓一郎 23 番：田吹 正利

<事務局出席者>

事務局長：藤野 匡宏 リーダー：若杉美紀 副主幹：梅野 雄介

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）：10名 （農地利用最適化推進委員）：6名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）：6名

<会長あいさつ>

議 長 発言の際は挙手をして名前を言って発言をお願いします。また、携帯電話は電源を切るかマナーモードでよろしくお願いします。議事録署名委員は、1番委員さんと3番委員さんを指名致します。異議はございませんか。それでは、1番委員さんと3番委員さんを議事録署名委員に指名を致します。

報告案件に入ります。報告第12号農地法第3条の規定による許可処分を取り消し願いの受理について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお開きください。報告第12号農地法第3条の規定による許可処分の取消願の受理について、届け出が1件ありました

議 長 ので受理いたしました。内容については、ご一読をお願いします。

事 務 局 はい、ありがとうございます。続きまして、2 ページ報告第 13 号農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について事務局より説明をお願いします。

議 長 報告第 13 号農地法第 18 条の規定による合意解約が 4 件届け出されております。内容についてはご一読ください。

事 務 局 続きまして、議案審議に入りたいと思います。議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

議 長 議案第 19 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番から 6 番まで事務局より読上げて説明。

議 長 はい。只今事務局より説明がありました。それでは、1 番から 6 番まで担当委員さんから説明をお願いします。番号 1 番田吹さんお願いします。

8 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、番号 2 番担当委員さんお願いします。小田さんどうぞ。

3 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 続きまして、番号 3 番担当委員さんお願いします。

5 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、番号 5 番お願いします。

19 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい。ありがとうございます。続きまして、番号 6 番担当委員さんお願いします。

7 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 はい。ありがとうございます。1 番から 6 番までそれぞれ担当委員さんから説明がありました。この案件について、何か質問等があれば挙手をしてお願いします。

4 番 委 員 4 番佐々木です。単価が分かればお願いします。

議 長 事務局の方でもしそれぞれ単価が分かればお願いします。

事 務 局 売買価格については、担当委員さんが聞き取りをする時に一緒にお願いしているので、譲受人の方が単価を示せばここで発言できるのですが、もし聞かれてなければ公表しないという所もあるので、聞き取り具合にもよるか思うのですが。

議 長 今言われたように現地確認で当事者とお話する時に、もし聞き取りが出来れば聞けると思いますが、先方が口外してほしくない時には事務局にも差支えがあろうし、当事者同士が自由にしていえば口

外できるのですが、なかなか方向が出ないと言う所で全部分かっていない。

7 番 委 員 7 番佐藤です。金額を聞いたら教えないと悪いですかと言われたので聞けなかった。

議 長 金額の聞き取りについては、先方の都合に任せるしかないと思います。
7 番 委 員 それと〇〇さん所は、田んぼと銀杏を植えている所と〇〇という所は杉を植えているのですが、全て一括で買ってくれと言われたので買わざるを得なかったということです。

議 長 わかりました。他にございませんか。ないようでしたら、1 番から 6 番まで賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成と言うことで承認されました。

続きまして、議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書 6 ページをお開きください。議案第 20 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第 20 号（番号 1 番）を読み上げて説明。

議 長 はい。ありがとうございます。今事務局より説明がありました。担当委員さんより説明をお願いします。

1 4 番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい。担当委員さんから説明がありました。この案件に質問ある方はお願いします。はい。佐々木さん。

4 番 委 員 ハウスの中はコンクリート張り出来ないのでは。田んぼですからコンクリート張りは出来ないと。以前、〇〇の時にもハウスの中をコンクリート張りは出来ません。通路は仕方ないということだった。

議 長 私もはっきりしたことは分かりませんが、例外的にその場所が農産物の生産となれば全面張りも、一応最終的に県知事の許可が必要なのですが、その前に農業委員会で審議して承認となれば県に上がっていきます。私も同じ並びのハウスなので話を聞いたところ、菌床椎茸をすれば下が土のままとかバラスを敷くとかでは、リフトが入って作業することに支障がでると、結構水を使うので下がコンクリート張りでないと仕事にならないとは聞いています。佐々木さんが言うように許可できないとなれば、県の方に事務局から確認してもらわないといけないですけど。

4 番 委 員 〇〇の所で自分達が〇〇さんのハウスに行った時は、ハウスの中はコンクリート張りには出来ませんよ。それで皆さん理解して今まで来ていると私は思っている。

議 長 基本的に佐々木さんの意見も一理あるかと思いますけど、県の方にもこの案件が上がっていきます。ここで、例えば承認しないとした時、県がどう判断するかわかりませんし、私たちもはっきりとした明確な答えが分かれば承認するとかしないと言えない状況です。

事 務 局 転用できないとかはないです。農業用施設なのでハウス内に必要な農業施設としての機能を果たすコンクリート張りが必要ということの転用申請が今回出ています。〇〇の件は内容が分からないので、ここで即答できないのですが、今回は菌床椎茸ハウスに利用するために農地をコンクリート張りにします。そして菌床椎茸ハウスに利用したいです。と言う転用の申請なので、出来ないのであればここに上がってきません。ここは農業振興地域なのでそちらの方も用途変更しております。審議して頂く必要があるのは菌床椎茸ハウスとして利用するコンクリート張りの転用申請を許可しますか、許可しませんかの審議をして頂きたいと思います。

4 番 委 員 もしここが辞める時は、元の田んぼに戻すという事ですか。

事 務 局 一時転用ではなくて、今回は転用申請なので元に戻す申請ではないです。

4 番 委 員 前の奥野の時と今回は違うのは何故かが聞きたかった。しかし、今の時代にコンクリート張りをしないと作業で出来ないのは理解できる。

議 長 他にありませんか。はい。野田さん。

1 4 番 委 員 転用となれば今地目が田んぼになっているが、地目はどうなるのですか。

議 長 地目変更の登記をすれば雑種地とかになるが、転用なので農地はそのままで田と言うことで、但し上物については農業用施設となります。他にありませんか。

事 務 局 補足で説明させて頂きます。野田委員と現地を見させて頂いた時に説明が分かり難くて申し訳なかったのですが、お手元にお配りしています写真の〇〇番・〇〇番・〇〇番のそれぞれ一部を合わせて2,400㎡をコンクリート張りにすることになります。

議 長 他にありませんか。無いようでしたらこの案件に賛成の方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございました。全員賛成と言うことで県の方に書類を上げて行きたいと思います。続きまして、議案第21号を事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案書7ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）。議案第21号（番号1番）を読み上げて説明。

議 長	はい。ありがとうございました。関係者が居ますので今退席しました。番号1番について担当委員さんから説明をお願いします。田中さんお願いします。
19番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 はい。ありがとうございました。担当委員さんより説明がありました。この案件にご質問のある方は挙手をお願いします。
1番委員 議 長	金額はいくらでしょうか。 〇〇万と聞いています。他にありませんか。なければ、この案件について賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成で承認されました。続きまして、議案第22号は、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権）事務局の承認を省略致します。設定については、担当委員さんから詳しく説明をお願いいたします。再設定については番号と場所だけ良ければお願いいたします。番号1番お願いします。
3番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 再設定番号2番、3番、設定4番は17番委員の高橋さんが担当です。議案第22号の番号5番から10番と19番は関係者が居られますので、審議を後回しにします。それでは、番号11番お願いします。
1番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 はい。ありがとうございました。続きまして、番号12番担当委員さんお願いします。
18番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 はい。ありがとうございました。続きまして、番号13番担当委員さんお願いします。野田さんお願いします。
14番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 はい。ありがとうございました。続きまして、番号14番。担当委員さんお願いします。小田さん。
3番委員 議 長	〔担当委員より現地調査の結果を報告〕 はい。ありがとうございました。担当委員さんから説明がございました。番号5番から10番と19番を除く番号1番から4番、それから11番から18番について皆さんから質問があればお願いします。 はい。田吹さん。
8番委員	そばはずっと作っているが、代表者が変わったので設定になったのか。再設定ではないのか。
事務局 議 長	場所が違うので設定で上がっています。 番号1番から4番、それから11番から18番について賛成の方は挙

手をお願いします。はい。ありがとうございました。全員賛成と言うことで承認いたしました。番号5番から10番と19番は関係者が居りますが、先に番号5番から10番の関係者〇〇さん退席をお願いします。それでは、5番6番7番8番9番10番について担当委員さんからお願いします。

10番委員
議長

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

はい。ありがとうございました。今担当委員さんから説明がありました。この5番から10番の案件について質問のある方は挙手をお願いします。無いようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
はい。ありがとうございました。全員賛成と言うことで承認致しました。関係者の入場をお願いします。番号19番の関係者に退席をお願いします。

事務局

担当委員さんがいないので事務局から説明をお願いします。

議長

〔事務局より現地調査の結果を報告〕

今説明がありましたが何か質問があればお願いします。無いようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。はい。全員賛成と言うことで承認いたします。続きまして、13ページ議案第23号非農地証明願について事務局より説明願います。

事務局

議案第23号非農地証明願について。

議案第23号（番号1番～3番）を読み上げて説明。

議長

はい。今事務より説明がありました。担当委員さんより説明をお願いします。

事務局

皆さんにお配りしています写真の2枚目をご覧ください。これの一番下に〇〇とあるのですが、黄色で囲った所になります。上の写真は〇〇の所から撮った写真になります。場所は〇〇の消防団詰所の手前になります。本人としては利用が難しいとのこと。以上です。

議長

はい。続きまして番号2番。飯田さんお願いします。

10番委員

〔事務局より現地調査の結果を報告〕

議長

はい。ありがとうございました。続きまして番号3番、田吹さんお願いします。

23番委員

〔事務局より現地調査の結果を報告〕

議長

番号1番から3番まで担当委員さんから説明がありました。何か質問があればお願いします。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。はい。ありがとうございました。全員賛成と言うことで承認されました。審議の方は終わりました。